

平成二十年五月八日提出  
質問第三六一号

後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知に関する質問主意書

後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知について、次のとおり質問する。

一 後期高齢者医療制度において、六十五歳から七十四歳の障害者が後期高齢者医療制度に入ることにより、保険料と自己負担は今までと比べてどちらがそれぞれ高くなるのかについて、各地方自治体の窓口は障害者本人に伝えているのか否か。

二 今年十月から被扶養者の、さらに平成二十一年四月から七十歳から七十四歳の自己負担が一分から二分になるが、このことも含めて、保険料と自己負担のそれぞれが、今までと比べてどちらが高いか、六十五歳から七十四歳になる人に伝えているのか否か。

三 かかりつけ医による後期高齢者包括支援料は、今は選択性であるが、今後、この支援料の選択が政策誘導されたり、強制される可能性は全くないか。あるいは、可能性はあるのか。

四 後期高齢者終末期相談支援料についても、今は選択性であるが、今後、この支援料の選択が政策誘導されたり、強制される可能性は全くないか。あるいは、可能性はあるのか。

右質問する。